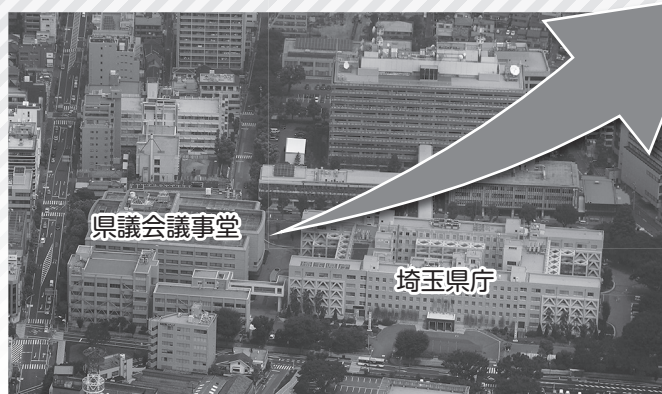


誰もが生き生きと安心して暮らせる埼玉県にすることは、私たち県民の共通した願いです。

その実現のためには、私たち県民一人ひとりが県政について考え、その声を県政に届けることが大切です。

そこで、選挙によって選ばれた県議会議員が私たちの代表として、県民の声を県政に反映させるために集まり、さまざまな話し合いを行っているのが県議会です。



県議会議事堂周辺



県議会議事堂

議決機関と執行機関

～県政の両輪～

県議会は議決機関と呼ばれ、県民の求める県政の基本的な方針について、議案などの審議を通じて決めています。そして、知事をはじめとする執行機関は、この議会の議決を受けて仕事を進めることになります。そこで、両者の関係は、“県政の両輪”ともいわれています。

また県議会は、執行機関が行った仕事が本当に県民のためになったかどうかについてもチェックを行っています。

県議会の権限

議決

議員や知事から提出された議案について可否を決定します。県議会が議決するのは、

- ① 条例を制定、改正または廃止すること
- ② 予算を定め、補正すること
- ③ 決算を認定すること
- ④ 8億円以上の工事などを契約すること
- ⑤ 7千万円以上の財産を取得または処分すること などです。

同意

知事が選任・任命する重要な人事(例 副知事、教育長、教育委員会委員、監査委員、公安委員会委員)などは、事前に県議会の同意が必要です。

選挙

議長、副議長のほか、選挙管理委員などの選挙を行います。

調査・検査

県の仕事がきちんと行われているかどうかを調べます。

このほか議会に提出された請願の審議、議会としての決議、国会や関係行政庁に対する意見書の提出などを行っています。

